

■■メールマガジン「静岡県防災」第17号■■

台風15号による大雨災害について

— このたびの災害により犠牲になられた方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。 —

●予想を超えた雨量

9月23日夜からの大雨は記録的かつ歴史的な雨量でした。特に、県中西部地域の広範囲において、時間当たり50～120mm、連続合計300～400mmという雨量には驚きました。

激しい雨は19～20時頃から始まり、「これまで経験した大雨とは何か違う」と感じるまでの時間が短く、さらに、異常な雨が数時間を経過しても止まなかったことが特徴です。

そのため、夜遅くの豪雨の中を立退き避難することは、かえって危険な行動でもありました。今回のケースでは、垂直避難に頼らざるを得ませんでした。改めて、立退き避難の難しさを認識しました。

今回の経験と教訓については、「わたしの避難計画」や「マイタイムライン」を作成する際の参考とし、よりの確な風水害対応を図るための検証を進めてまいります。

●断水支援の仕組み

断水が発生した場合は、日本水道協会が給水車を派遣する仕組みになっており、自衛隊よりも優先して当該協会が給水活動を行います。

県内各市町から派遣された給水車では足りない場合は、県外の給水車の応援を要請することになります。

また、自衛隊に対しては、断水対策を含め主に人命に関わる業務について、関係市町（今回は、静岡市と川根本町）と調整の上、昨日、派遣を要請しました。

引き続き、断水のある市町と連携し、早期の対応を図ってまいります。

●被災された方々へ

自宅が被災した場合（大規模半壊以上の被害や床上浸水など一定条件に該当する場合は、被災者生活再建支援制度による助成が受けられますが、その制度が適用されるよう、現在、国と協議を進めているところです。

今後、被災した程度によって、当該支援金のほか、様々な支援等が受けられる可能性があります。

これらの申請には、市町が発行するり災証明が必要となります。

なお、り災証明の発行には、被災した自宅等の写真があるとよいとされています。

り災証明の申請や支援制度に関する手続きは、お住まいの市町が窓口となります。